



最高裁秘書第3959号

平成29年9月26日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

8月1日付け（同月3日受付，最高裁秘書第3452号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 最高裁判所と法務省民事局との間で実施された会合に関する文書（直近の分）
- (2) 最高裁判所と法務省刑事局との間で実施された会合に関する文書（直近の分）
- (3) 最高裁判所と法務省訟務局との間で実施された会合に関する文書（直近の分）

2 開示しないこととした理由

1の各文書は，存在しない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）